

## 陳情第11号

あきたこまちのあきたこまちRへの全面切替え方式の見直しに関する  
意見書の提出について

令和6年1月24日受理

秋田県は、2025年度から、現在生産されている県産米あきたこまちをカドミウム低吸収米あきたこまちRに全て切り替え、「あきたこまち」として販売する計画を進めています。

あきたこまちRは、コシヒカリの種子に強力な放射線重イオンビームを照射してカドミウムの吸収に関係する遺伝子を破壊して開発されたコシヒカリ環1号に、あきたこまちを7回交配したのですが、放射線によって遺伝子操作を行った種子に関しては様々な意見があり、評価が分かれています。

秋田県議会が、2023年7月20日から8月21日までの期間に募集した「県議会への意見」には、「どのような影響を及ぼすのか不明」「従来のあきたこまちを食べたい」「選択できるようにすべきだ」といった多くの懸念や不安の声が寄せられています。

一方で、カドミウム対策を求める声もあり、あきたこまちRの生産そのものに反対するものではありませんが、県内全域であきたこまちRに全面的に切り替えてしまえば、あきたこまちを生産するためには、他県から直接種子を購入するか自家採種せざるを得なくなります。そのため、個々の農家に対して過重な負担を強いることになり、あきたこまちを生産したい農家の選択の道を実質的に閉ざすこととなります。また、あきたこまちRを「あきたこまち」と表示して販売することで両者の区別ができなくなり、不安を感じる消費者が購入を控えることも考えられます。そうなれば、秋田県産米全体の需要にも悪影響を与えることになりかねないことから、米農家、とりわけ消費者と直接つながっている有機栽培農家は、消費者の動向にとっても神経をとがらせています。米生産の在り方は、秋田県の地域経済や住民生活にとって死活的な問題と考えます。

つきましては、あきたこまちのあきたこまちRへの切替え計画については、全面切替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産も継続できるよう、秋田県に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

秋田市公契約基本条例の充実発展に向けた検討について

令和6年2月5日受理

地方自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注や低価格入札により、そこで働く労働者の賃金が低く抑えられるということが度々指摘されてきました。

低価格発注や重層下請のピンはね構造による低賃金は、官製ワーキングプアを生むだけでなく、公務・公共サービスの質の低下、建築物の劣化や事故を招きかねません。正規職員から非正規職員への置き換えが広がり、公務・公共サービスの質的劣化が進み、コロナ禍でその深刻さが顕在化し、公共の役割が問われる状況も生まれています。

アウトソーシングや指定管理者などは、コロナ禍における対応によりその重要な役割が見直されたにもかかわらず、そこで働く労働者の賃金は、地域別最低賃金に基づいています。全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に大きな地域差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月額25万円程度、月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円以上が必要との結果が出ています。長期にわたる実質賃金の低下や、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体は、労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、賃金引上げと労務単価保障を実施し、公務・公共サービスにおける労働者の生活と地元企業の経営を守り、地域経済を活性化させる役割が求められています。

また、建設産業における若年入職者の減少と高齢化は、建設産業や公共関連事業の将来に影を落としています。労働者不足により地域経済の維持に警鐘が鳴らされており、老朽化した生活関連インフラの改修すらできない事態が起きています。人材育成には一定の期間を要するため、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障が生じかねません。国土交通省は、公共工事設計労務単価を全職種平均で2012年度比で65.5%引き上げました。公的機関からの公共工事の発注における労務単価は改善されましたが、引き上げられた単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の処遇は改善されていません。公共工事発注における労務単価の引上げ分・賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも労働報酬下限額を定めた公契約条例が必要です。

公契約の適正化に関する全国的な状況は、労働報酬下限額を定めた公契約条例が28自治体、理念条例が55自治体にまで広がっています（2023年6月1日時点）。公契約条例の目的には、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービス

の質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立を目指し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言するという意味もあります。公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働条件を改善することが必要であると考えます。さらに、人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できない事態は避けなければなりません。

秋田市においては、平成25年3月に秋田市公契約基本条例が制定され、市が発注する公共工事等について、企業後継者の健全な育成を支援し、公正な労働や雇用を確保・継続していくため、発注者である秋田市と受注者となる契約の相手方の責務を明確にしながら入札制度等の整備を図る努力が続けられています。

つきましては、秋田市が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、市が適正と考える賃金・報酬が、事業に従事する全ての労働者に確実に支払われるよう、秋田市公契約基本条例において、労働報酬下限額を定めるなど、同条例の充実発展に向けた検討を進めるよう陳情いたします。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充に関する意見書の提出について

令和6年2月5日受理

2023年から続いている物価の高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金額近傍の低賃金で働くパート・派遣・契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるためには、GDPの約6割を占める国民の消費購買力を引き上げることや、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅な引上げと地域間格差をなくし、全国一律とする法改正を行うことがこれまでに以上に重要になっています。

2023年の地域別最低賃金額の改定では、東京都で時間額が1,113円と最も高く、秋田県では897円、最も低い県では893円にとどまっています。毎日8時間働いても税込み月収で15万円ほどであり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することは困難です。地域別であるがゆえに、秋田県と東京都では、同じ仕事であっても時間額で216円もの格差があり、この地域間格差は、16年で約2倍に広がりました。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べて上がらない原因となっています。現行法では、最低賃金決定の3要素である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況を基に最低賃金額が決められ低いままとなり、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮して決められています。このように、地域別であることは引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低く、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる面で生活と経済の格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どのような経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、最低賃金は全国一律制を取っています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

つきましては、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を実現するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

#### 記

- 1 最低賃金法を改正し、全国一律の制度とすること。
- 2 労働者の生活を支えるため、最低賃金額1,500円以上を目指すこと。
- 3 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。